

鳥取県事業承継支援補助金（体制整備タイプ）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県事業承継支援補助金（体制整備タイプ）（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「県内中小企業者」とは、県内に所在する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当する個人事業主又は会社をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者は除く。
- (2) 「事業承継」とは、県内事業者が企業の既存経営資源を活用することを目的に役員及び従業員を除く第三者に企業や事業の経営権を移転することをいう。ただし、県外事業者から県内事業者への経営権の移転は除く。
- (3) 「事業引継ぎ支援センター」とは、産業競争力強化法第134条に基づき設置された鳥取県事業引継ぎ支援センターをいう。
- (4) 「正規雇用者」とは、雇用期間の定めのない雇用者であって、1週間の所定労働時間が週30時間以上で同一の事業所に雇用される他の通常の労働者の1週間所定労働時間と同程度である者をいう。
- (5) 「非正規雇用者」とは、正規雇用者以外の雇用者をいう。

（交付目的）

第3条 本補助金は、事業承継した際の人材育成及び体制整備に係る経費を助成し、事業承継後の円滑な企業活動の促進を目的として交付する。

（補助対象事業者の要件）

第4条 本補助金は、次の各号のいずれにも該当する事業者（以下「対象事業者」という。）に対して予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 雇用保険が適用される事業者であること。
- (2) 鳥取県事業引継ぎ支援センターの支援を受け、事業承継により事業を譲り受けた事業者であること。ただし、本号における「鳥取県事業引継ぎ支援センターの支援」とは、事業承継の成立に必要な各種支援（相手先の選定、事業承継に係る合意形成、事業譲渡契約書の策定等）のことをいう。
- (3) 譲渡事業者が雇用する正規雇用者を全て正規雇用者として雇用している事業者であること。
- (4) 引き継いだ正規雇用者を対象とした人材育成等の取組を実施する計画を有し、当該計画の取組状況及び結果を県の要請により提出することができる事業者であること。
- (5) 貸金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類を備え付け、県の要請により提出できる事業者であること。

（補助金の交付）

第5条 県は、第3条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）を行う対象事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該

金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第 3 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。また上限は同表の第 3 欄に掲げる額とする。）とし、補助対象期間は同表の第 4 欄に定めるものとする。

- 3 鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。また、補助対象経費のうち、委託に係る経費については、県内の中小企業者等が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

（交付申請の時期等）

第 6 条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第 7 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 20 日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 3 号によるものとする。
- 3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更等）

第 8 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 交付目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の大幅な変更
 - (3) 本補助金の中止及び廃止
- 2 第 7 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第 9 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 20 日を経過する日までに行わなければならない。

- 2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 2 号及び様式第 3 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第 4 号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対

応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項、同条第2項）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助金の額及び補助率	4 補助対象期間
<p>事業承継により新たに正規雇用した従業員に対する人材育成及び体制整備</p>	<p>(1) 人材育成事業 事業承継により正規雇用した従業員に関する人材育成経費（人材育成に伴う直接人件費及び社外講師の謝金・旅費、社外研修への参加費等） (2) 体制整備事業 事業承継により正規雇用した従業員に関する体制整備経費（机、椅子、ロッカー、制服等の備品調達に関する経費等） ※ただし、(1) 人材育成事業は必須とする</p>	<p>1 社あたり上限 100 万円 (補助率 1/2) ただし、補助対象は 5 名を上限とし、1 人あたりの補助上限は 30 万円とする</p>	<p>交付決定日から交付決定日の属する年度の 3 月 31 日まで</p>